

## ○深夜勤務及び時間外勤務の制限

### ・概要

- (1) 深夜勤務の制限とは、育児又は介護を行う職員の請求により、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならないことである。
- (2) 時間外勤務の制限とは、3歳に満たない子を養育する職員の請求により、当該職員の業務を処理するための措置（業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置）を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務（地震による災害等通常予見しうる範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかな事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。また、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員、または、介護を行う職員の請求により、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせてはならないことである。

なお、給特条例第2条第2項に規定する教育職員に係る時間外勤務については、給特条例第7条第2項第1号から第4号までに掲げる業務（いわゆる限定4項目）に限られるものである。

- (3) 労基法第66条の規定により、妊産婦（妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性）である職員が請求した場合は、変形労働時間制勤務（教育職員については、給特条例第7条第3項及び給特規則第3条の規定に基づく勤務時間の変更）、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務を命じてはならない。
- (4) 対象職員

#### ① 育児を行う職員

- ア 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子のある職員
- イ 小学校に就学している子が児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスに係る事業を利用しているため、当該事業を行う施設に当該子を迎えに行く必要のある職員。

ただし、当該子の親である配偶者が、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において常態として当該子を養育することができ、次のいずれにも該当しないこと。

- (ア) 深夜において就業していない者（就業日数が1月について3日以内の者を含む。）であること。
- (イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障がいにより当該請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (ウ) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は出産後8週間を経過しない者でないこと。

#### ② 介護を行う職員

次に掲げる職員で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員（当該職員以外に要介護者を介護できる者がいる場合も請求できる。）

- ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者の子
- イ 職員と生計を一にする次に掲げる者
  - (ア) アを除く三親等内の親族
  - (イ) 配偶者の父母の配偶者

### ・関係法令等

- (1) 労働基準法第66条
- (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第8条の5
- (3) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第7条の5・第7条の6
- (4) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例 第7条第2項・3項
- (5) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する規則 第3条
- (6) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 第10条
- (7) 福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する取扱要領 第2-6・11

## ・事務処理

時 期	処 理 内 容
請 求	職員は、「深夜勤務（時間外勤務）制限請求書」を校長に提出する ・ 深夜勤務の制限の場合は開始日の1月前まで ・ 時間外勤務の制限の場合は開始日の前日まで
通 知	校長は、深夜勤務の制限の場合は公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、時間外勤務の制限の場合は職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに職員に通知する
途中終了	留意事項(7)の場合には「育児又は介護の状況変更届」を校長に提出する
保 管	関係綴りに保管する

## ・留意事項

- (1) 校長は、勤務時間条例第8条の2の規定に基づき同条に規定する正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように十分に考慮しなければならない。
- (2) 深夜勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもできるものであり、できるだけ長い期間について一括して行うことが望ましい。
- (3) 時間外勤務の制限の請求は、3歳に満たない子に係る期間と小学校就学前の子に係る期間とが重複しないようにしなければならない。
- (4) 校長は、深夜勤務の制限の請求があった場合においては、公務の正常な運営に支障があるかどうかについて、速やかに通知しなければならないが、当該通知後に新たに公務の正常な運営に支障が生じる日があることが明らかになったときは、当該日の前日までに、その旨を通知しなければならない。
- (5) 校長は、時間外勤務の制限の請求があった場合においては、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに通知しなければならないが、当該請求が1週間経過日前の日を時間外勤務の制限開始日とする請求であった場合で、措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務の制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務の制限開始日を変更することができる。変更した場合、校長は当該時間外勤務の制限開始日を当該変更前の時間外勤務の制限開始日の前日までに通知しなければならない。
- (6) 校長は請求並びに届出に関する事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- (7) 職員は、育児又は介護の状況に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出なければならない。
- (8) 変更の生じた事由は早出遅出勤務と同様。

以 下 余 白